

今日が何月何日かわからないことがありますか？

「徳島市高齢者いきがい係」によるチェックリスト。「いいえ」に○。気分が良い訳は無い。「自分は現役バリバリ。こんな質問を受ける謂れは無い。余計なお世話。」と言いたかった。



(竹内)

平成28年度税制改正で創設された「スイッチOTC薬控除 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)」。

この特例は、平成29年1月から33年12月末までの間に、「特定一般用医薬品等」の購入費用が年間1万2千円を超えた場合には、その購入費用(10万円が限度)のうち1万2千円を超える額を所得控除できる制度で、現行の医療費控除との選択適用となっています。

この特例の対象となる「特定一般用医薬品」が、厚生労働省告示で明らかになっており、3月31日に公布された厚労省告示では、特定一般用医薬品として各企業の商品名が個別に掲げられているわけではなく、アシクロビル、アシタザノラスト、レーアスパラギン酸カルシウムなど82種類の成分が50音順に掲載されており、特定一般用医薬品とは、これらや、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤とすると規定されています。イブプロフェンやインドメタシン、プロムヘキシン、ロキソプロフェンなど消炎鎮痛剤や胃腸薬に使われている医薬品も82種類の中に含まれています。

この特例の適用要件として、特定一般用医薬品等購入費の金額が明らかにされている領収書と、メタボ検診や予防接種など健康のための取組みを行っていることがあげられています。

この点、この取組みを明らかにする書類として、居住者の氏名、取組みを行った年及び取組みに係る事業を行った事業者や市町村、医療機関の名称若しくは医師の氏名を記載した書類が必要であるとされています。

(大寺)

6月の税務

- | | |
|--|--|
| 1 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日 | 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 |
| 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日 | 7 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…6月30日 |
| 3 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(27年12月～28年5月分)の納付
納期限…6月10日 | 8 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 |
| 4 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…6月30日 | 9 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 |
| 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
申告期限…6月30日 | |

6月の社会保険労務

- | | |
|--|---|
| 10日 一括有期事業開始届<概算保険料160万円未満・請負金額18.000万円未満の工事>(労働基準監督署) | 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届 |
| 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
児童手当現況届 | ※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日 土日祝を除く)
男女雇用機会均等月間
外国人労働者問題啓発月間
男女共同参画週間(23日～29日) |

算定基礎届の提出について



「算定基礎届」の提出の時期が近づいています。

今年は6月の中旬頃に、届出用紙が提出代行の社会保険労務士にまとめて送付されてきます。

(御社で提出の方は御申出下さい。)

★ 算定基礎届とは？

毎年1回、社会保険料の見直しをするため、4・5・6月の3ヵ月間に支給された報酬(労働の対償として受ける全て)の平均額を算出し、その額を基準に標準報酬月額を決定される届出書類のことです。(1ヵ月の支払基礎日数が17日以上)

提出することにより、本年9月から翌年8月(原則)までの標準報酬月額(社会保険料)が決定されます。この標準報酬月額は、厚生年金保険料の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届出が必要となります。

★ 対象者

7月1日現在の全ての被保険者 ただし、以下の①～③の方については、**対象外** です。

- ① 6月1日以降に被保険者の資格を取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出される方

★70歳以上の方の届出

以下の①～③のすべてに該当する方は「**70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届**」も併せてご提出下さい。

- ① 70歳以上の方
- ② 過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方
- ③ 事業的に常時使用されている方

★ 提出期限

7月1日(金)～7月11日(月)

当労務士法人に委託して頂いている事業所様においては、
こちらでまとめて提出いたします。

(松本)

リスマネ委員会 — リスク管理のチェック (2) —

自社のリスク管理について引き続きチェックをしてみてください。

【社員管理】

- 職場生活と業務活動の安定性・健全性を確保しているか
- 社員の病気や事故などへの対応策と資金手当が行なわれているか
- 社内規定の整備や社員のモラル教育を通じて、会社が安全でかつ節度のある職場生活がおくれる環境にあるか
- 社員に対して、社内情報・ノウハウなどの機密保持の徹底はなされているか
- ヘッドハンティングなど有能な社員の引き抜きや退職は発生していないか
- 社員が企業犯罪に巻き込まれたり加担したりするような心配はないか

【法律・制度・経済環境】

- 法改正や経済環境の変化に対するリスク管理は万全か
- 規制緩和などで競争が激しくなり自社の存立基盤を脅かす可能性はないか
- 法律・制度(税制や雇用制度など)改正の動きに注目しており、つねに適切な対応策がとられているか
- 契約書や届書類が適切に作成・管理されているか
- 自社内に法務担当者など法律に明るい社員がいて、訴訟にかかわる問題が発生したとき専門家との連携が行なえる体制にあるか
- 株価や為替の急激な変動に対する適切なリスクヘッジは行なわれているか



次号は、【**リスク管理体制の確立**】を掲載予定です。

(さくらビジネス)

今回から、活動基準原価計算を解説いたします。

活動基準原価計算(Activity Based Costing = 以下ABCとします)とは、製造間接費を製品等により適切に配分するために開発された原価計算手法を言い、現在では製造間接費だけではなく販管費などの管理にも利用されています。

ABCの計算方法の解説に入る前に、まずはABCが開発されることになった背景を解説していきます。

伝統的な原価計算において、製造間接費を製品に按分するための基準は、直接作業時間など通常は単一の要素となっています。このような計算方法は、少ない品種の製品を大量に製造することを前提としたものであり、より単純な計算の構造となっています。

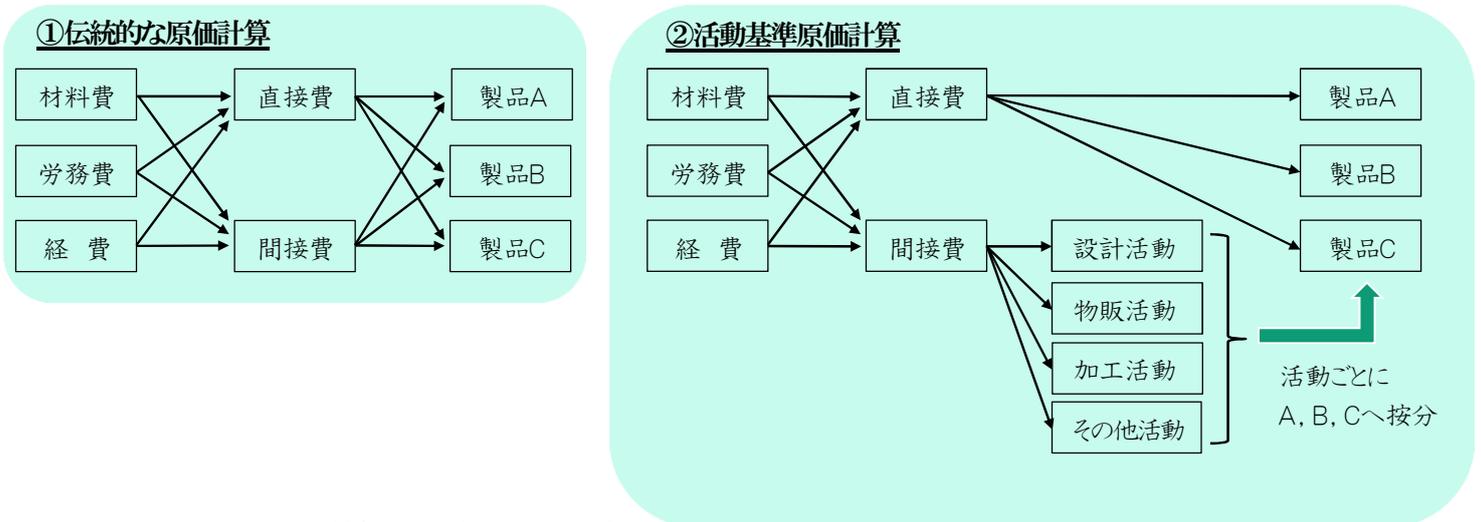
しかし、消費者の指向が多様化するなど、大量の品種を少量生産することが必要な状況下では、単一の基準で製造間接費を按分してしまうと、その製品に本来生じている原価を適切に計算することができなくなってしまう恐れがあることから、ABCによってよりきめ細やかな製造間接費の按分手法が生み出されたのです。

それでは、伝統的な原価計算と、ABCの計算方法にはどのような違いがあるのでしょうか。

伝統的な原価計算の手法は、原価を直接費と間接費に分けたのち、直接費は製品に直接集計して、間接費は直接作業時間等の基準に基づいて製品に按分して、製品ごとの原価を計算します。

これに対して、ABCは、原価を直接費と間接費に分け、直接費は製品に直接集計する点までは同じですが、間接費についてはいったん「活動」に按分します。そして、それぞれの「活動」から各製品に按分して、製品ごとの原価を計算します。

両者を図にしてみると、以下のようになります。



次回は、ABCの具体的な計算方法を解説いたします。

(孝志洋)

先月号に引き続き4月決算以後の経営規模等評価の審査時期は以下のとおりです。

決算月	予約受付期限	審査予定日	前期決算の経審の有効期間
平成28年 4月	8月15日	8月下旬	平成28年11月
平成28年 5月	8月29日	9月上旬	平成28年12月
平成28年 6月	9月23日	10月上旬	平成29年 1月
平成28年 7月	10月24日	11月上旬	平成29年 2月
平成28年 8月	11月 9日	11月下旬	平成29年 3月
平成28年 9月	11月29日	12月上旬	平成29年 4月

前期決算の経審の有効期間(審査基準日の1年7ヶ月)内に、今期決算の経審が終了しなければ公共事業を請け負うことができなくなります。

経営状況分析の申請については、経営状況分析結果通知書の受領までに1週間程度かかりますので、審査日に間に合うように早めの準備をお願いします。

(岸上)

資産税係 — 団信保険と相続税 —

団体信用生命保険(通称「団信」と言われています)とは、住宅ローンの返済途中で、契約者が死亡、高度障害になった場合に、本人に代わって生命保険会社が住宅ローンの残債を支払うものです。住宅ローン利用者の多くが加入しています。

もしも住宅ローン返済中に相続が開始したら、どのように取り扱われるのでしょうか？

この生命保険は、【契約者】および【受取人】が金融機関となりますので、たとえ住宅ローン債務者の死亡により支払われるものであっても、その死亡保険金は相続税の「みなし相続財産」とはなりません。

よって、相続税の課税対象にはなりません。

もう一方の債務控除についてですが、住宅ローンの残債は団信の保険金により返済されることとなるため、相続開始時において、確実な債務には該当しないので債務控除の対象にはなりません。

よって、相続財産から差し引くことはできません。

つまり、団信付きの住宅ローンでマイホームを取得し、完済する前に相続が開始した場合には、マイホームそのものは相続財産となるものの、死亡保険金も住宅ローン残債もいずれも **相続税の計算からは除外される** こととなります。

(坂田)

医療係 — 平成28年度税制改正～企業版ふるさと納税の創設～

地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して法人が行った寄付について、改正前の地方公共団体に対する寄付金の損金算入措置(法法37③)に加えて、法人税、法人事業税・法人住民税の税額控除措置が導入されます。これにより、**寄付金額の約6割の負担が軽減される** こととなります。

青色申告書を提出する法人が、地域創生推進寄付活用事業(仮称)地域再生法の改正法施行日から平成32年3月31日までの間に支出した寄付金が対象となります。

	控除額	控除税額の上限
法人事業税	寄付金額の10%	当期法人事業税額の20%
法人住民税	寄付金額の20%	当期のそれぞれの税額20%
法人税	「法人住民税から控除しきれなかった金額」と「寄付金額の10%」いずれか少ない金額を控除	当期法人税額の5%

ただし、医療法人の場合、医療法54条関係(剰余金の配当)において個人又は他の法人への寄附は配当類似行為として適切ではないとされています。企業版ふるさと納税を医療法人が行うことについては、現在明文化しておりません。ふるさと納税をする場合、県(医療政策課)へ個別に相談する必要があります。

(後藤)

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 程 平成28年8月22日(月)

場 所 ホテルクレメント徳島

内容等詳細は、別途ご案内させていただきます。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181